



埼玉医科大学医学部 同窓会会報

第81号

令和7年6月



巻 頭 言

同窓会副会長 辻 美 隆 (11 期生)



春～初夏にかけ季節外れの夏日や豪雨が観測されるなど気候変動の激しい日々を経て梅雨の季節となりましたが、同窓生の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

ここのところ年の初めに様々な災害等が続きましたが、今年は比較的平穏に経過し、令和7年も残すところ半年となりました。

大学では、6年生が、4年生1月から約1年半に渡る臨床実習を6月末で終了し、共用試験臨床実習後OSCE (Objective Structured Clinical Examination ; 客観的臨床能力試験) を経て、座学中心の総合学習に移行します。卒業試験まで約3か月、国家試験まで約7か月ということで、各自、6年間の学修の総決算に入る時期となります。

ここで、本学の臨床実習について現状をご説明させていただきます。本学の臨床実習は、診療参加型臨床実習 (Clinical Clerkship ; CC) として、4年生1月～5年生12月 : CC step 1, 5年生1月～3月 : CC step 2, 6年生4月～6月 : CC step 3 の3期に分けた構成になっております。CC step 1 は以前のBSL (Bed Side Learning) に相当するもので、40週間にわたり、各診療科を1-2週間ずつローテーションします。その後のCC step 2-3 では、1つの診療科に4週間所属し受持ち患者の診療に携わる、まさに診療参加型の実習が行われております。とくに6年生のCC step 3 では、各自が希望する学外の診療施設 (海外を含む) での4週間の実習を通して、プライマリケアや地域医療など有意義な経験が得られるようになっております。

一方で、文科省「医学教育モデルコアカリキュラム」

や国際認証に準拠した「医学教育分野別評価基準」では、内科、外科、精神科、総合診療科・家庭医学、産婦人科、小児科、救急を主要な診療科として各診療科3週間以上の実習期間が推奨されており、本学でも臨床実習のさらなる充実に向け検討・作業が始まっております。主要な診療科の中でも「総合診療・家庭医学」については、本学3病院、学内だけでは修得は困難であり、今後、学外の診療施設での実習の機会を増やしていく必要があります。同窓の先生方の診療施設で実習させていただくことを含め、後輩達の臨床実習へのさらなるご協力をお願いいたします。

臨床実習に関しましてはもう一点、医師法の改正に伴う医学生の医行為の合法化があります。医師法の改訂により、令和5年4月より「共用試験に合格した医学生が臨床実習において、医師の指導監督の下で「医業 (処方箋交付を除く)」を行うことができる (第17条の2)」となりました。ここで言う「共用試験」は臨床実習開始前 (本学では4年生の秋) に行う共用試験CBTと共用試験臨床実習前OSCEであり、知識をCBTで、技能・態度をOSCEで評価します。すべてに合格した医学生は「臨床実習生 (医学)」に認定され、前述の医業を行うことが法的に認められるというものです。ということで、現在、臨床実習に参加している医学生は全員「臨床実習生 (医学)」であり、合法的に医行為を行うことができることになります。

今回は、同窓生のみなさまに。医学生の臨床実習に関する最近の話題をご紹介します。ありがとうございました。

会員各位におかれましては、大学・同窓会への更なるご協力を承りますようお願い申し上げます。